

農業労働力最適活用支援総合対策事業費 補助金交付要綱の制定について

〔 27 生産第 2901 号
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、農業労働力最適活用支援総合対策事業の実施に係る農業労働力最適活用支援総合対策事業費補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

農業労働力最適活用支援総合対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 農林水産大臣は、農業労働力最適活用支援総合対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2892号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下、「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表1の経費の欄に掲げる1から3までの事業の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、別表2の事業名の欄に掲げるそれぞれの事業の補助事業者の区分に従って交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に正副2部を提出しなければならない。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 第4の申請書及び添付書類の提出は、交付決定者が別に定める日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第6 交付決定者は、第5の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第8 民間団体である補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、2により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(軽微な変更)

第10 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

(概算払)

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58号ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に行うものとする。

(状況報告)

第13 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定のあった年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第5号により補助金等事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出して行うものとする。

ただし、別記様式第4号の概算払請求書をもってこれに代えることができるものと

する。

(実績報告)

- 第14 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに正副2部を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15の1の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15 交付決定者は、第14の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16 交付決定者は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2に基づく補助金の返還及び3の加算金の納付については、第15の3の規定を準用

する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 第17の2の規定は、3の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第20 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第21 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う場合及び交付決定者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知）に基づき、実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。

別表1 (第2、第3、第10関係)

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
先端技術活用 生産・流通体 制強化対策事 業費補助金 農業労働力 最適活用支 援総合対策 事業費補助 金	補助事業者が事業実施計画に 基づいて実施する次に掲げる事 業に要する経費		事業費又は国庫補助 金のそれぞれの経費の 相互間における30%を 超える増減	1 補助事業者の名称 の変更 2 事業の新設又は廃 止 3 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増 4 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減
	1 農業労働力最適活用支援事業 (1) 地区推進事業 (2) 全国推進事業	1/2以内 定額		
	2 援農隊マッチング支援事業 (1) 地区推進事業 (2) 全国推進事業	1/2以内 (平成26年度及 び平成27年度に 産地活性化総合 対策事業実施要 綱に基づき採択 された事業につ いては、定額) 定額		
	3 ICTを活用したスマート農 業導入実証事業 ア 地域協議会の開催 イ 精密農業に必要なシステム の活用及びその成果の評価 ウ クラウドによる情報システ ムの利用 エ GAP導入・実践支援シス テムの取組 オ マーケティング支援の取組	定額 1/2以内 1/2以内 定額 定額	1 事業費又は国庫補 助金のそれぞれの経 費の相互間における 30%を超える増減 2 補助率が異なる経 費ごとの相互間にお ける経費の増減	1 補助事業者の名称 の変更 2 事業の新設又は廃 止 3 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増 4 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減

別表 2 (第 4 関係)

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
農業労働力最適活用支援事業（地区推進事業） 及び援農隊マッチング支援事業（地区推進事業）	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
農業労働力最適活用支援事業（全国推進事業）、 援農隊マッチング支援事業（全国推進事業） 及びICTを活用したスマート農業導入実証事業	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣